

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>(様式上の項目記載)</p> <p>5-6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「<u>重要な契約等</u>」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとし、記載内容については該当がない旨の記載を行うものとする。</p> <p>5-17 開示府令第2号様式記載上の注意(33) aに規定する「その他の<u>重要な契約</u>」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 [①～④ 略]</p> <p><u>5-17-2</u> 開示府令第19条第2項第12号の2及び第20号に規定する「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約」には、特定融資枠契約に関する法律第2条第1項に規定する特定融資枠契約は含まれないことに留意する。</p> <p><u>5-17-3</u> 特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、当該金銭消費貸借契約の元本額が開示府令第19条第2項第12号の2及び第20号に規定する基準を上回るものであっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、前各号の臨時報告書の提出は要しないものとする。 なお、第2号様式記載上の注意(33) hの記載についても同様とする。</p> <p><u>5-17-4</u> 開示府令第19条第2項第12号の2イ(4)及びロ(3)並びに第20号イ(5)及びロ(4)に規定する「財務上の特約の内容」並びに第2号様式記載上の注意(33) h (a) v及び(b) ivに規定する「これらの特約の内容」を記載するに当たっては、投資者の投資判断に対する重要性に応じ、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも可能であることに留意する。</p> <p><u>5-17-5</u> 金銭消費貸借契約の内容又は社債の条件において、特定の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかつた場合に直ちに期限の利益を喪失しないような措置（例えば、相手方との間で期限の利益を喪失させるか否かについての協議を行うこと）が予定されている場合には、当該措置が採られないことが決定されたことをもって開示府令第19条第2項第12号の3及び第21号に規定する「財務上の特約に定める事由の発生」に該当することとし、財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかつた時点では、臨時報告書の提出は不要であることに留意する。 ただし、このような場合であっても、当該金銭消費貸借契約又は社債について財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかつた場合には、その後提出される有価証券報告書において、その旨及び期限の利益を喪失させない措置が採られたことを記載することが考えられる。</p> <p><u>5-17-6</u> 開示府令第2号様式記載上の注意(33) gに規定する「重要性の乏しいもの」とは、例えば、同様式記載上の注意(33) g (a) から(d)までに掲げる合意が、法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実又は第167条第1項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（以下「未公表の重要事実」という。）に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合をいう。</p>	<p>(様式上の項目記載)</p> <p>5-6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「<u>経営上の重要な契約等</u>」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとし、記載内容については該当がない旨の記載を行うものとする。</p> <p>5-17 開示府令第2号様式記載上の注意(33) aに規定する「その他の<u>経営上の重要な契約</u>」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 [①～④ 略]</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

5-17-7 開示府令第二号様式記載上の注意(33)hに規定する「同種の特約」とは、基準となる財務指標及びその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わないものとする。ただし、基準となる財務指標又はその値が異なる場合であっても、その差異の内容及び程度に照らして実質的に同種と認められるものについては、これを「同種の特約」として取り扱うことができることに留意する。

(新設)